第３章　施策の展開

地域再犯防止推進モデル事業において調査を行った結果、矯正施設出所後の支援ニーズとして、安定した生活基盤の確保が多く挙げられているほか、高齢または障がいを有することが、社会復帰の阻害要因になっていることが判明しています。

犯罪等の常習化を防ぎ、社会で自立するためには、仕事、住居の確保や、必要な保健医療・福祉サービスに結び付けていくことが重要です。

このことから、県の施策の展開に当たっては、矯正施設出所者等が国の刑事司法機関を経た後、円滑に地域社会に復帰できるよう、国の取組と連携しながら、必要な支援について取り組んでいくこととしています。

１　就労・住居の確保

（１）就労の確保

現状と課題

不安定な就労が再犯リスクとなっていることは、国の計画でも明らかになっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として雇用する協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

県内では531社の協力雇用主が登録（令和２年４月１日現在）されており、近年増加傾向にありますが、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えて、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことや、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主は、一部にとどまっています。

また、雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生してしまう者も少なくありません。

こうしたことから、協力雇用主の確保及び支援、就労後の定着が課題となっています。

国関係機関・団体の具体的施策

○　刑務所被収容者等が釈放後の速やかな就職活動につながるよう、矯正施設、ハローワーク、就労支援事業所と連携し、矯正施設入所中から希望職種等を把握し調整するなどの支援を実施します。

（盛岡保護観察所、盛岡少年刑務所、岩手県就労支援事業者機構）

○　保護観察対象者等の求職活動を後押しするため、協力雇用主に対する研修会を通じた情報提供や「就労・職場定着奨励金」等の各種制度の利用促進を図っています。
（盛岡保護観察所）

○　非行・犯罪歴のある者等を雇用した事業主の依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、問題行動の分析や対応についての相談・助言を実施します。
（盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて）

○　在院者に対する各種職業指導を実施しているほか、盛岡保護観察所及びハローワークと連携した就労支援を実施します。
（盛岡少年院）

県の具体的施策

①　就職に向けた相談・支援等の充実

○　直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に必要な知識及び能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施することにより、就労に向けた準備としての基礎能力の形成と自立を支援します。
［就労準備支援事業費（生活困窮者自立支援制度）］（保健福祉部地域福祉課）

○　生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図ります。
［生活保護制度］（保健福祉部地域福祉課）

○　ジョブカフェいわて等を拠点として、キャリアカウンセリングや研修等により若者等の就職活動や職場定着を支援します。
［ジョブカフェいわて管理運営事業費］（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）

○　障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。
［障害者就業・生活支援センター事業費］（保健福祉部障がい保健福祉課）

○　学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。
［就業支援推進事業費］（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）

②　協力雇用主の開拓・支援

○　協力雇用主に対する入札優遇措置

保護観察所に登録した協力雇用主として、刑務所出所者等の雇用をしている事業主に対し、県独自の評価として技術等評価点数の加算を行います。

（県土整備部建築住宅課）

○　仙台矯正管区矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の紹介等により、雇用の場の確保や雇用主へのフォローを支援します。

（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）

③　関係機関・団体等との連携強化

○　障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施します。

［障害者就業・生活支援センター事業費］（保健福祉部障がい保健福祉課）（再掲）

○　岩手労働局、県及び盛岡市で県内経済７団体に対して要請活動を行っており、その中の項目の一つとして、「多様な人材の雇用の場の確保」を要請することにより支援します。

（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）

○　県立職業能力開発施設において、就職のために必要な知識や技能の習得に向けた職業訓練を実施し、早期の就労に結び付けるための支援を行います。

［離職者等再就職訓練事業］（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）

○　盛岡保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援推進協議会」に参画し、刑務所出所者等への定着支援に向けた関係機関・団体との連携を図ります。

（保健福祉部地域福祉課）

取組事例 1　入所者への職業訓練、就労支援指導（盛岡少年刑務所）

刑務所内で、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させるため、職業訓練や就労支援指導を行っています。

また、協力雇用主等から就労に役立つ職業訓練の意見を聴取する職業訓練見学会を実施しています。

＜職業訓練＞
・自動車整備科
・ビル設備管理科
・溶接科
・情報処理技術科
・農業科（園芸過程）
・ビジネススキル科

＜特別改善指導＞
・就労支援指導

職業訓練の様子①（情報処理技術科）

職業訓練の様子②（農業科（園芸過程））

取組事例 2

協力雇用主への各種支援制度
（盛岡保護観察所、岩手県就労支援事業者機構）

刑務所出所者等就労奨励金制度

（実際に雇用してくださった協力雇用主に最長１年間奨励金を支給します。）

○就労・職場定着奨励金　最大 48 万円

刑務所出所者等を雇用した場合、最長６か月間、月額最大８万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

○就労継続奨励金　最大 24 万円

刑務所出所者等を雇用してから６か月経過後、３か月ごとに２回、１回当たり最大 12 万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

その他の制度

○身元保証制度　最大 200 万円

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した場合、契約日から最長１年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

○トライアル雇用制度　最大 12 万円

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長３か月間、月額４万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

○職場体験講習　最大 2 万 4,000 円

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

○事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

○給与支払い助成事業　最大 24 万円

刑務所出所者等を雇用した場合、最長６か月間、月額最大４万円をお支払いします。

取組事例 3　矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援（仙台矯正管区）

保護観察終了時における無職者の再犯率は、有職者に比べて約３倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。

コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れてくださる事業主と受刑者等をつないでいけるよう次のような取組を行っています。

【コレワークの主なサービス】

雇用情報提供サービス

- ○全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- ○事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

採用手続支援サービス

- ○求人に応募した者に係る採用手続に必要な情報を提供
- ○採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整

就労支援相談窓口サービス

- ○事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- ○事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内

【雇用情報提供サービスの流れ】

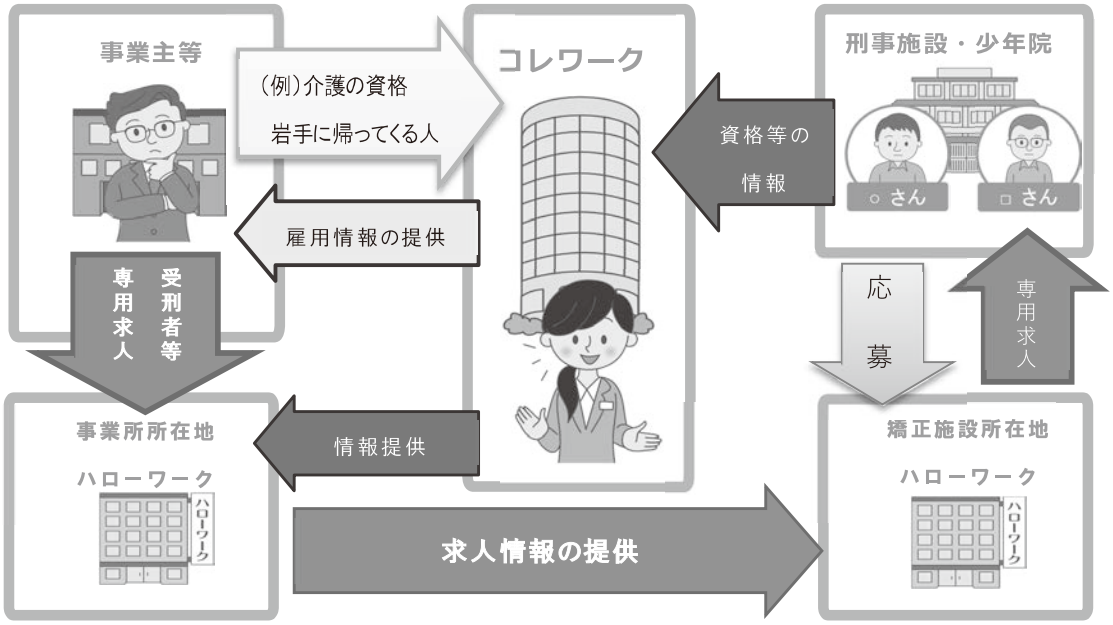

『お問い合わせ先』
仙台矯正管区　矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
電話　０１２０－２９－５０８９

取組事例 4

協力雇用主の雇用体験談
（岩手県就労支援事業者機構、岩手県更生保護協力事業主連絡協議会）

○　M社

更生保護の意味もあまり分からないまま、協力雇用主に勧められて登録したところ、数ケ月後に、就労支援事業所の方から連絡があり、一人採用して頂けないかと、お話しがありました。

大変なことになったとかなり動揺し、とまどいの毎日でした。不安のまま面接へ…。

就労支援事業所の方と、一緒に面接に来た方は気さくで明るい感じで安心した事を思い出します。

あれから５年経ちました。最初の頃は、不安要素があり、大丈夫なのか心配しておりましたが、従業員ともうまく仕事したり、仲良くおしゃべりしている自然体な姿を見ることで、だんだん安心に変わりました。

私共も、普通に接することで本人も働きやすく、また、環境に適応したことと思いますし、長続きし、仕事に励んでいることに感謝しております。

就労支援事業所の方も、何度か訪問して下さったり、電話を頂いたり見守って頂いております。

今後も長く仕事をできるよう、私共雇用主も努力していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○　K社

対象者を雇用し、はや７ヶ月が過ぎました。雇用主としては、初めて出所者を雇入れいること、そして、人と接するサービス業という職業柄、正直、リスクと不安を抱えてのスタートでもありました。

雇入れにあたっては、対象者の個人情報を従業員のどこまで周知するべきかについて熟慮を重ねました。結果、対象者を一人の人間として偏見なく受け入れる為にも、配属先の管理者のみに情報を共有し、他の従業員には一切、公言せずに対象者を迎え入れました。

対象者は、入職当初から、勤務態度、学ぶ姿勢が大変素晴らしく、業務終了後も技術を習得するために、先輩指導者と一緒になって練習に励んでいる姿が見受けられました。

また、学生時代、野球部に所属していた経験がかわれ、会社の野球部員として大会にも出場しました。他の部員と混じり、高校球児さながらのはつらつとしたプレーを目の当たりにした際に、この対象者は必ずや更生できるという確信に変わりました。

対象者が色々な人との関わりを大切にしながら、仕事だけでなく人としても大きく成長しようと日々精進している姿に、雇用主としても勇気をもらい、陰ながら社会的責任を果たせていることに喜びを感じております。

(2)　住居の確保

現状と課題

本県においては、令和元年に刑事施設を出所した者のうち、約１割が帰住先を確保できずに出所しています。

刑務所に再入所した者の中には、前回出所時に適当な帰住先がないまま出所し、極めて不安定な状況で生活する中で再犯に至っている者が多くいることが分かっています。

そのため、適当な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止を図る上でも重要です。

しかしながら、社会環境の変化から、出所者のうち親族のもとへ帰住できる割合は減少傾向にあり、一時的な住居を必要とする者が多く存在しています。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとへ帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されているところです。

また、近年は、入所者における薬物依存者や高齢者又は障がいのある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、社会復帰に向けた様々な支援を行う役割が求められているほか、更生保護施設に入所した多くの刑務所出所者等が、更生保護施設退所後も、これまでの経歴を秘匿せずに相談できる拠り所として、更生保護施設に支援を求めている状況にあります。

しかしながら、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等の退所後は、地域に生活基盤を確保する必要があります。

一方で、出所者等は身元保証人を得ることが困難であるケースや、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないケースなどにより、適当な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯に至る者が存在することなどが課題となっています。

国関係機関・団体の具体的施策

○　更生保護施設以外の一時的な生活の場として、社会福祉法人やＮＰＯ法人などが運営する自立準備ホームを確保し、犯罪をした者等の特性に応じて適切な自立準備ホームに委託して支援等を実施するほか、寮が完備されている協力雇用主に協力を求め、就労と住居の一体的な提供に向けた支援を行います。

（盛岡保護観察所、盛岡少年刑務所、岩手県就労支援事業者機構）

県の具体的施策

①　住居の確保

社会福祉施設等に対する会議などの場において、自立準備ホームの制度周知を図ることにより、保護観察所が取り組む多様な自立準備ホームの確保に協力します。

（保健福祉部地域福祉課）

②　地域社会における定住先の確保

罪を犯した者等のうち、高齢又は障がいにより、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対し、更生保護や福祉等の関係機関・団体と連携して、社会復帰及び地域への定着支援を実施します。

また、支援を通じて得た事例を集約し、福祉施設関係者等への伝達研修等を実施します。

［地域生活定着支援事業］（保健福祉部地域福祉課）

○　住宅セーフティネット制度について、賃貸住宅所有者及び宅地建物取引業者等に周知を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。

（県土整備部建築住宅課）

○　居住支援協議会の活動を通じて保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。

（県土整備部建築住宅課）

○　離職又はやむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって収入・資産等の要件に該当する者に対して、有期で家賃相当額を支給し、住居及び就労機会等の確保に向けた支援をします。

［住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）］（保健福祉部地域福祉課）

取組事例 5　自立準備ホーム（盛岡保護観察所）

更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものであり、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、平成 23 年度（2011 年度）から実施しています。

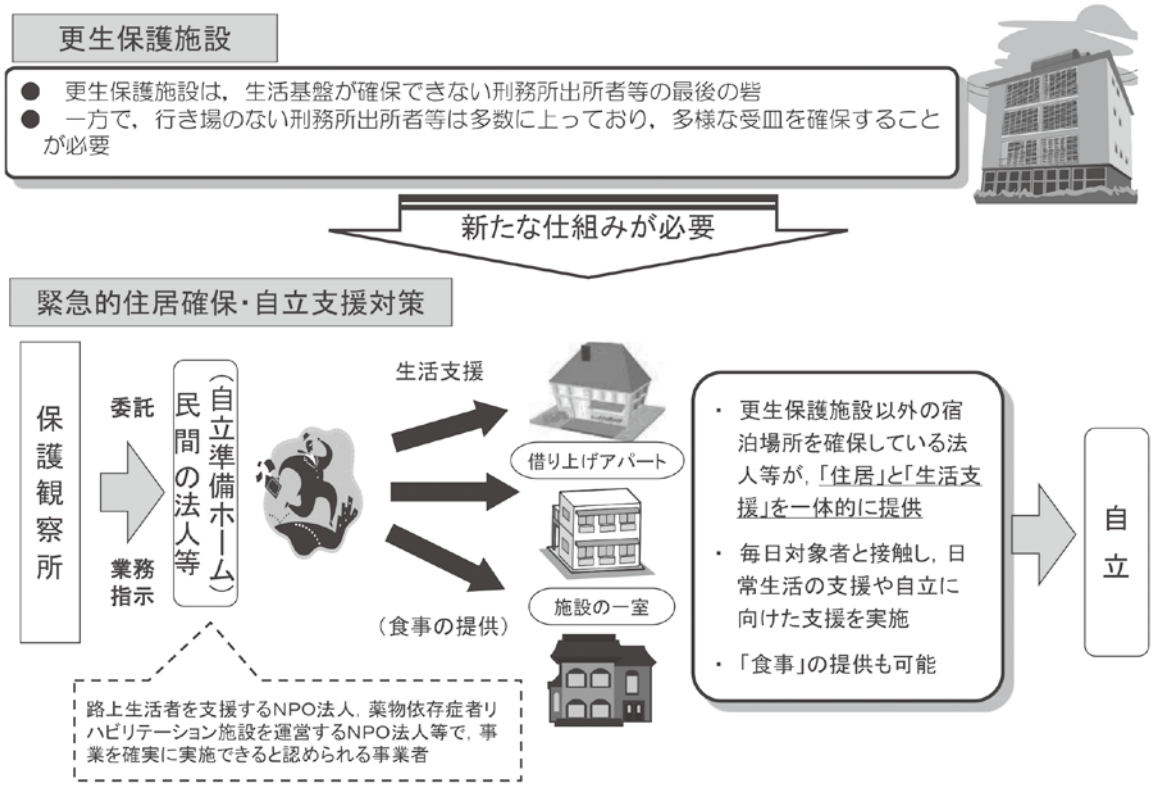

出典：法務省資料による。

出典：令和２年版再犯防止推進白書

2　保健医療・福祉サービスの利用の促進

（1）高齢者又は障がいのある者等への支援

現状と課題

本県における平成 30 年の犯行時の年齢別検挙人員は、65 歳以上が 28.6%を占め、次に多い 40 歳代（15.7%）と比較しても、その割合に約２倍の差が見られています。

また、平成 30 年版犯罪白書によると、全国の 65 歳以上の受刑者の６人に１人は「認知症疑い」の状況であり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにも関わらず、司法と福祉の制度の狭間にあって保健医療・福祉サービスにつながらない者への支援が不足していることや、社会福祉施設等が犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担がかかる一方、社会福祉施設等を支援する取組が不足していることなどの課題があります。

国関係機関・団体の具体的施策

○　更生保護施設及び自立準備ホームにおいて、高齢者や障がいのある者等を一時的に受け入れ、関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの調整等を行うほか、特別調整により岩手県地域生活定着支援センターと連携した支援を行います。
（盛岡保護観察所）

○　高齢又は障がいのために自立した生活をすることが困難である者に対し、関係機関と連携して、福祉サービスの調整等を行います。　（盛岡少年刑務所）

県の具体的施策

①　保健医療・福祉サービスの提供

○　高齢者からの相談窓口を設置し、相談を広く受け付けて対応します。
［高齢者総合支援センター運営事業費］（保健福祉部長寿社会課）

○　認知症疾患医療センターを設置し、地域における専門医療相談及び専門診断体制の整備等に取り組みます。
［認知症対策等総合支援事業］（保健福祉部長寿社会課）

○　矯正施設を退所した発達上の困難を抱える方が、地域において必要な支援を受けることができるよう、岩手県発達障がい者支援センターでは、岩手県地域定着支援センターや市町村が行う相談支援に協力して取り組みます。
［療育センター管理運営費］（保健福祉部障がい保健福祉課）

○　地域住民が抱える複合的な課題に対応するため、市町村における包括的な支援体制の整備を支援するとともに、市町村が実施する重層的支援体制整備事業に要する経費を助成します。
［重層的支援体制整備事業費］
（保健福祉部地域福祉課・長寿社会課・障がい保健福祉課）

○　高齢又は障がいを有するため、矯正施設出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行うほか、起訴猶予者等の社会復帰支援についても、地域社会における理解を促進するため、円滑な調整等に向けた活動の支援を行います。
［地域生活定着支援事業費］（保健福祉部地域福祉課）

○　生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体に設置された生活困窮者への相談支援を行う窓口において各種任意事業と併せて包括的な支援を行います。
［生活困窮者自立支援事業費（生活困窮者自立支援制度）］（保健福祉部地域福祉課）

②　関係機関・団体等との連携等

○　地域包括支援センター職員の資質向上を図るため、研修の実施及び充実により、地域包括支援センターの対応能力の向上を図ります。
［高齢者総合支援センター運営事業費］（保健福祉部長寿社会課）

○　かかりつけ医や歯科医、看護職員等を対象とした研修の実施により、認知症患者への対応能力の向上を図ります。
［認知症対策等総合支援事業］（保健福祉部長寿社会課）

○　岩手県精神保健福祉センターにおいて、精神疾患やひきこもり等などの相談に応じる「こころの相談電話・面接相談」を実施します。
（保健福祉部障がい保健福祉課）

○　矯正施設を退所した精神障がいがある方々が、地域において必要な支援を受けながら安心して自分らしい生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図りながら、精神保健福祉に携わる者等が精神疾患の基礎知識や相談対応の方法等を学ぶ研修を実施します。
［精神障がい者地域移行支援特別対策事業費］
［福祉総合センター管理運営費（旧精神保健福祉センター管理運営費）］
（保健福祉部障がい保健福祉課）

取組事例 6　岩手県地域生活定着支援センター（岩手県）

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院）に収容されている者のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない者等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。

そのため、岩手県地域生活定着支援センターが、矯正施設収容中から、矯正施設や保護観察所、既存の福祉関係者と連携して、福祉サービスを受けられるよう取り組んでいます。

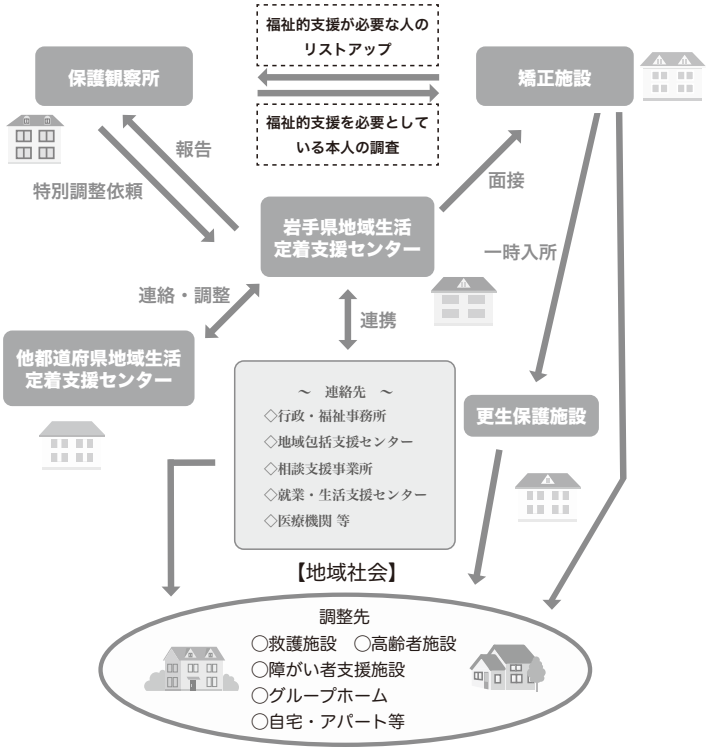

(1) コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行っています。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行っています。

(3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行っています。

取組事例 7　特別調整による司法と福祉の連携
（盛岡保護観察所、岩手県地域生活定着支援センター）

法務省及び厚生労働省は、平成 21 年（2009 年）４月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施しています。

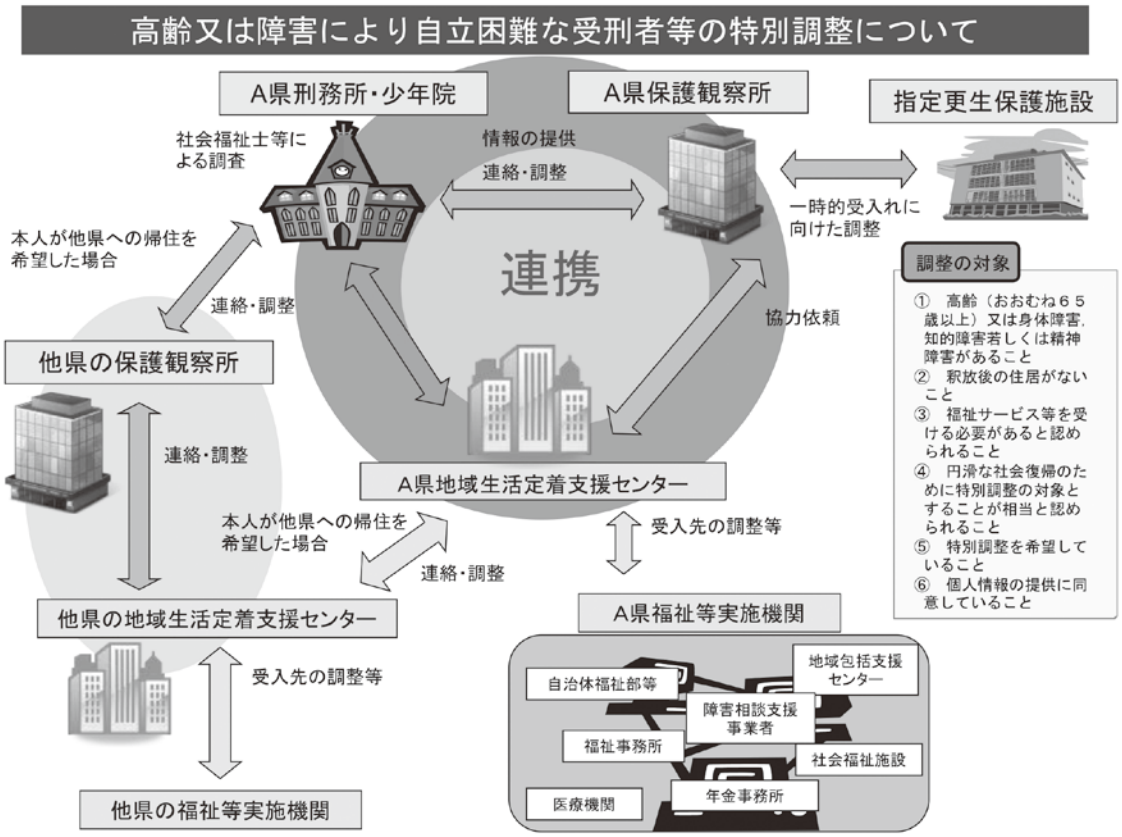

出典：令和２年版再犯防止推進白書

（2） 薬物依存を有する者への支援

現状と課題

全国では、薬物事犯の検挙人員が毎年１万人を超えており、特に大麻事犯については、検挙者数及び30歳未満の検挙人員が６年連続で増加し、過去最多を更新しています。

本県においても、薬物事犯の検挙者数は平成29年から増加傾向にあるほか、令和元年に大麻事犯で検挙された人員のうち、約７割が30歳未満となっています。

警察庁が令和元年度に行った調査によると、若年層は友人・知人等から誘われるなど、周囲の環境に流されて大麻に手を出す傾向がうかがわれることが判明しています。

このことから、青少年に向けた大麻を始めとする薬物乱用防止に係る広報啓発活動を一層強化し、正しい知識を普及することが重要です。

また、平成31年・令和元年の覚醒剤事犯の検挙者における全国の再犯者の割合は６割を超え、再乱用防止対策の強化が喫緊の課題となっています。

国においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムを開発して実施しており、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備しています。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

併せて、薬物などの依存症は、家族が薬物事犯本人との関係に疲弊していることが少なくないことから、家族に対する情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

国関係機関・団体の具体的施策

○　薬物の問題を抱える保護観察対象者で、要件に該当する者に対して、認知行動療法を理論的基盤としたプログラムを実施しているほか、薬物検出検査の実施により、断薬意思の維持や向上を図ります。

（盛岡保護観察所）

○　自助グループ等の関係機関と連携し、薬物依存を有する者の家族への支援を実施しているほか、地域支援連絡協議会において、薬物依存のある保護観察対象者への地域支援の方策について検討します。

（盛岡保護観察所）

○　関係機関と連携した薬物依存離脱指導プログラムの実施等により、出所後の支援体制の強化を図ります。

（盛岡少年刑務所、盛岡保護観察所）

県の具体的施策

①　関係機関・団体との連携

○　岩手県薬物乱用対策推進本部を設置し、各関係機関・団体の情報交換等による連携の充実・強化を図り、薬物乱用防止対策を推進します。

［麻薬・覚醒剤剤等取締費］（保健福祉部健康国保課）

○　地域住民からの覚醒剤等薬物に関する相談に応じるため、県内９保健所に窓口を設置します。

［麻薬・覚醒剤剤等取締費］（保健福祉部健康国保課）

○　児童生徒が生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。

［指導運営費（学校保健、安全関係講習会）］（教育委員会保健体育課）

○　取締りを通じた、違法薬物の流通阻止、密売組織や末端乱用者の検挙を推進します。

（警察本部）

○　空港、港湾における、関係機関と連携した薬物密輸入の水際対策を推進します。

（警察本部）

○　薬物犯罪で検挙された者のうち、執行猶予判決が見込まれる者に対する再乱用防止に向けた相談窓口を教示します（麻薬取締部からの協力要請に基づくもの）。

（警察本部）

○　精神保健福祉センターにおいて、薬物依存症に関する相談支援や回復支援プログラムを実施するとともに、薬物依存症である者の家族が、依存症についての正しい知識と対処法を習得するための家族教室を開催します。

［福祉総合センター管理運営費（旧精神保健福祉センター管理運営費）］

（保健福祉部障がい保健福祉課）

②　薬物依存に関する広報啓発

○　地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するために設置した薬物乱用防止指導員を活用し、各種会合等での啓発活動を実施します。

［麻薬・覚せい剤等取締費］（保健福祉部健康国保課）

○　（一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象とした医薬品等の適正使用や薬物乱用に関する啓発講座を実施します。

［薬事監視指導取締費］（保健福祉部健康国保課）

○　生涯にわたって健康的な生活を送るために必要な力を育成するため、生活習慣病やゲートウェイドラッグと言われる喫煙・飲酒を含めた薬物乱用等、健康に関する問題を防止するための講習会等、健康の保持増進への理解を深める取組を実施します。

［指導運営費（学校保健、安全関係講習会）］（教育委員会保健体育課）（再掲）

○　警察官等を小・中・高・その他の学校や地域の諸行事に派遣し、薬物乱用防止に関する広報を実施します。

（警察本部）

○　専用ダイヤル（＃9110）等による 24 時間体制での相談受付を実施します。

（警察本部）

○　テレビ・ラジオ等広報媒体による広報活動を実施します。

（警察本部）

○　ポスター・交番駐在所発行のミニ広報紙による広報啓発活動を実施します。

（警察本部）

○　職員を小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で薬物乱用防止教室を開催して、薬物乱用防止に対する規範意識の向上を図ります。

（警察本部）

３　学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

（１）修学支援

現状と課題

全国では、中学校卒業後、ほとんどの者が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、 平成 30 年の少年院入院者の 25.3%、入所受刑者の 34.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していません。

また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多いことが判明しています。

本県においても、令和元年における少年鑑別支所退所人員（岩手県居住者）の 35.0%が高等学校を中退しており、中学校卒業後に高等学校に進学しなかった者を含めると 45.0%にのぼります。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、ＢＢＳ会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、社会において学習支援を受けられる機会が少ないことや、矯正施設に入所していた場合には社会復帰後の生活環境の変動等が大きいこと等により、実際には、学習の継続が困難となる者が存在します。

社会における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により社会での適当な居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないよう、関係機関等が連携して対応することが必要です。

国関係機関・団体の具体的施策

○　復学が見込まれる少年院在院者の生活環境調整において、保護観察官や保護司が学校と調整し、復学に向けて支援を行うほか、保護司と児童生徒が非行について考える交流会を実施します。
（盛岡保護観察所・岩手県保護司会連合会）

○　県教育委員会と連携した通信制高等学校教育（特別教科指導）等の実施により、再犯防止及び出所後の円滑な社会復帰に必要な修学支援を行います。
（盛岡少年刑務所）

県の具体的施策

○　修学支援が必要な子ども・家庭に対しては、市町村要保護児童対策地域協議会による支援を中心とし、適宜、児童相談所による専門的な指導、相談支援等を実施します。
［児童相談所管理運営費］（保健福祉部子ども子育て支援室）

○　スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、教育相談を実施します。

［児童生徒健全育成推進費（スクールカウンセラー等配置事業費）］

［児童生徒健全育成推進費（スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）配置事業費）］

［児童生徒健全育成推進費（学校不適応総合対策事業費）］

［児童生徒健全育成推進費（24 時間いじめ相談ダイヤル事業費）］

［特別支援教育推進事業費（特別支援学校スクールカウンセラー配置事業費）］

（教育委員会学校教育室）

○　少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤルにより、24 時間体制で警察安全相談を受け付けます。

［防犯、少年非行防止事業］（警察本部）

○　安心して教育を受けられるよう、一定所得未満となる世帯への授業料を免除する高等学校等就学支援金制度を着実に実施するとともに、低所得世帯における授業料以外の教育費負担を軽減する奨学のための給付金支給事業を実施します。

また、新たに高等学校等専攻科における低所得世帯への授業料等負担軽減事業を実施します。

［定時制通信教育運営費］

［定時制、通信制修学資金貸付金］

［公立高等学校等就学支援金交付事業費］

［奨学のための給付金支給事業費］

［学び直しへの支援事業費］

［専攻科等修学支援事業費］

（教育委員会教育企画室・ふるさと振興部学事振興課）

（２）　非行防止の促進

現状と課題

本県における少年の刑法犯検挙（補導）人員は減少傾向にあるものの、小・中学生が占める割合は５割を超えており、再犯者率の上昇等が懸念されています。

非行の原因・理由としては、少年自身の規範意識・コミュニケーション能力の低下や、これまで規範意識の醸成を担ってきた家庭・地域の教育機能の低下等が挙げられているところですが、その原因としては、近年の都市化、核家族化、少子化、地縁的つながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会的状況の変化が考えられます。

こうした背景を踏まえ、青少年の健全育成のために家庭が果たす役割を改めて認識し、人間性や人格の基礎を養う家庭教育の充実を図る必要があります。

国においては、児童生徒に対する法教育、心理的支援や保護者、学校関係者に対する適切な教育・指導等に資する助言等を実施するとともに、ＢＢＳ会等の民間ボランティアの協力による非行少年の立ち直りの支援や非行防止活動等を実施しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないよう支援することが重要です。

国関係機関・団体の具体的施策

○　非行防止や子育て支援のため、更生保護女性の会によるミニ集会の開催や、ＢＢＳによる保護観察中の少年を対象としたともだち活動、学習ボランティア活動等の非行防止活動を行います。

（盛岡保護観察所・岩手県更生保護女性連盟・岩手県ＢＢＳ連盟）

○　本人や保護者等を支援する関係機関・団体からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、事例検討会（ケース会議）等の場において、再発防止に向けての相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案等を行います。

また、児童・生徒に向け、非行防止講座（出前授業）などを行います。

（盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて）

○　学校での教職員、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育や青少年インターネット環境整備法における教職員、保護者に対する e―ネット安心講座に職員を派遣します。

（盛岡少年院）

県の具体的施策

○　国が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と呼応した「青少年の非行・被害防止県民運動」により、「青少年は地域から育む」との観点で、家庭や学校、職場、地域住民等による青少年の健全育成のための諸活動を有機的に連携させ、これらを集中的に実施することにより、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。

（環境生活部若者女性協働推進室）

○　「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催により、県内各地で青少年育成に取り組む関係機関・関係者が一堂に会し、取組への決意を新たにするとともに、青少年への理解を更に深め、非行・被害防止活動を推進します。
（環境生活部若者女性協働推進室）

○　少年サポートセンターにおける助言指導、少年サポート隊による問題を抱える少年の居場所づくりを推進します。
［「非行少年を生まない社会づくり」推進事業］（警察本部）

○　嘱託精神科医と連携し、個々の少年の特性に応じた支援を行います。
［「非行少年を生まない社会づくり」推進事業］（警察本部）

○　サポートチーム運営協議会を開催し、関係機関との連携を強化します。
［「非行少年を生まない社会づくり」推進事業］（警察本部）

○　児童相談所において、ぐ犯・触法少年に対する適切な指導、相談支援を実施し、更なる非行、犯罪行為の防止に努めます。
［児童相談所管理運営費］（保健福祉部子ども子育て支援室）

○　少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤルにより、24 時間体制で警察安全相談を受け付けます。
［防犯、少年非行防止事業］（警察本部）（再掲）

○　学校、警察、地域若者サポートステーション、矯正・保護施設等の関係機関が連携しながら、非行から立ち直ろうとする青少年に対し、ニーズに応じた支援をします。
（環境生活部若者女性協働推進室）

取組事例 8　非行、犯罪行為への相談対応等（法務少年支援センター）

法務少年支援センターいわて（盛岡少年鑑別支所）は，少年鑑別所法第 131 条に基づき，児童福祉機関，学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら，地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などに取り組んでいます。

（「法務少年支援センターいわて」活動ＰＲチラシ）

はぐくめ！わらすっこ！

法務少年支援センターいわて

お悩みではありませんか？

- 非行や不良行為などの問題行動
- 学校不適応（不登校，いじめなど）
- 家庭内暴力，引きこもりなど
- 職場や学校でのトラブル
- 心や性格の問題　　など…

秘密を守ります

相談は無料です

当センターでは，
心理学や教育学等を学んだ専門の職員が
青少年の非行問題などに関するご相談をお受けします。

相談やカウンセリング	心理検査	法教育の実施	研修や講演
ご本人や保護者，学校の先生などからの相談に応じたり，カウンセリングを行います。	相談内容に応じて，性格検査や適性検査などの心理検査も実施します。	学校などにおいて，少年事件の手続や薬物乱用防止などについて，法教育を行います。	学校や各種機関の主催する研修会などで，非行や子育て問題などについて研修や講演を行います。

お気軽にご利用ください。

地域とつながり 地域につなげる

法務少年支援センターいわて

〒０２０－０１２１　岩手県盛岡市月が丘２－１４－１
相談専用電話：０１９－６４７－２２０５

受付時間：年末年始を除く平日　窓口　８：３０～１７：００
電話　９：００～１７：００
（いずれも，１２：１５～１３：００を除く。）

4　犯罪をした者等の特性に応じた取組

（1）特性に応じた指導・支援等の充実

現状と課題

本県における令和元年度の配偶者暴力相談支援センター（12 箇所）の相談件数は 2,175 件で、配偶者等からの暴力の問題が顕在化しており、子ども・女性への声かけ、つきまといなどの事案も依然として高水準で推移しているほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令は令和元年において法施行後最多となるなど、その減少に向けた取組が必要となっています。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、被虐待体験等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等を実施しています。

再犯防止のための取組を効果的に行うためには、対象者一人ひとりが有する様々な特性を十分に把握した上で、適切な指導・支援等を選択し、一貫性を持って継続的に指導・支援を行うことが重要であり、そのためには、刑事司法関係機関、民間支援団体、地方公共団体など、各関係機関が保有する対象者の情報等を適切に提供・共有することが必要となっています。

国関係機関・団体の具体的施策

○　保護観察対象者の特性に応じて、性犯罪者、暴力事犯者等に類型化し、専門的処遇プログラムを実施するなど、その特性に応じた指導や支援を実施します。

（盛岡保護観察所）

○　犯罪被害者等の申出に応じて、犯罪被害者等から被害に関する心情等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）により、犯罪者に対して犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等を実施します。

（盛岡保護観察所）

○　本人や保護者等を支援する関係機関からの依頼を受けて、対象者の特性やニーズを把握するためのアセスメントを行い、再発防止に向けて相談・助言、問題行動の分析や指導方法の提案、事例検討会（ケース会議）への参加等を行います。

（盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて）（再掲）

○　中学校在学中で高校進学希望者に対する在籍中学校との進学情報交換等の連携のほか、高校進学及び復学希望者に対する修学支援情報の提供を実施します。

また、本人の非行歴、行動等の問題傾向の特性に応じた、家族、暴力、薬物、性非行等に類型した指導プログラムを実施します。

（盛岡少年院）

○　一般改善指導として、暴力防止や社会復帰支援等の指導を実施しているほか、特別改善指導として、性犯罪防止等を実施しています。
（盛岡少年刑務所）

県の具体的施策

①　ストーカー加害者に対する取組等

○　反復してストーカー行為に及ぶおそれのある加害者への禁止命令のほか、ストーカー加害者に対する地域精神科医療との連携を図ります。
（警察本部）

○　学校や地域、職場等を単位とした防犯教室等の機会を捉え、ストーカーの被害者にも加害者にもならないための教育・啓発を実施します。
（警察本部）

②　配偶者等に対する暴力の防止等

○　配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、適切な相談対応、助言、自立支援ができるよう、研修会等の実施により、相談員の能力、資質向上に努めるほか、子どもの面前における配偶者等への暴力は、児童虐待の心理的虐待に当たることから、児童相談所等との連携協力を推進します。
また、犯罪加害者には被虐待歴を有する者があることから、被害児童に対する心のケア等の充実に努めます。
［配偶者暴力防止対策推進事業費］
［児童相談所管理運営費］
［児童養育支援ネットワーク事業費］
（保健福祉部子ども子育て支援室）

○　相談を促す広報・啓発等により、身近な相談先である市町村相談窓口を周知し、被害者が相談しやすい環境の充実に向けた取組を推進します。
また、個々のケースに対して関係機関が情報共有を図り、支援体制の構築に努めます。
［配偶者暴力防止対策推進事業費］（保健福祉部子ども子育て支援室）

③　性犯罪者に対する取組等

○　子ども対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容された者に対し、再び同種犯罪を起こさせないことを目的に、再犯防止措置対象者として一定期間、継続的な所在確認等を行います。
（警察本部）

④　暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する支援等

○　暴力団組織からの離脱及び社会への復帰・定着化に向けた支援の充実を図るため、岩手県暴力団追放推進センターや矯正施設・保護観察所等の関係機関・団体との情報交換や協議を行います。

（警察本部）

○　離脱の意志を有する暴力団構成員等からの相談対応や保護対策、矯正施設における面接・指導等を行い、暴力団組織からの離脱実現に向けた支援を実施します。

（警察本部）

取組事例 9　専門的処遇プログラム（性犯罪、薬物乱用等）（保護観察所）

保護観察所では、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施しています。

専門的処遇プログラムには、性犯罪者処遇プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムがあり、保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けています。

また、必要に応じて生活行動指針として設定しています。

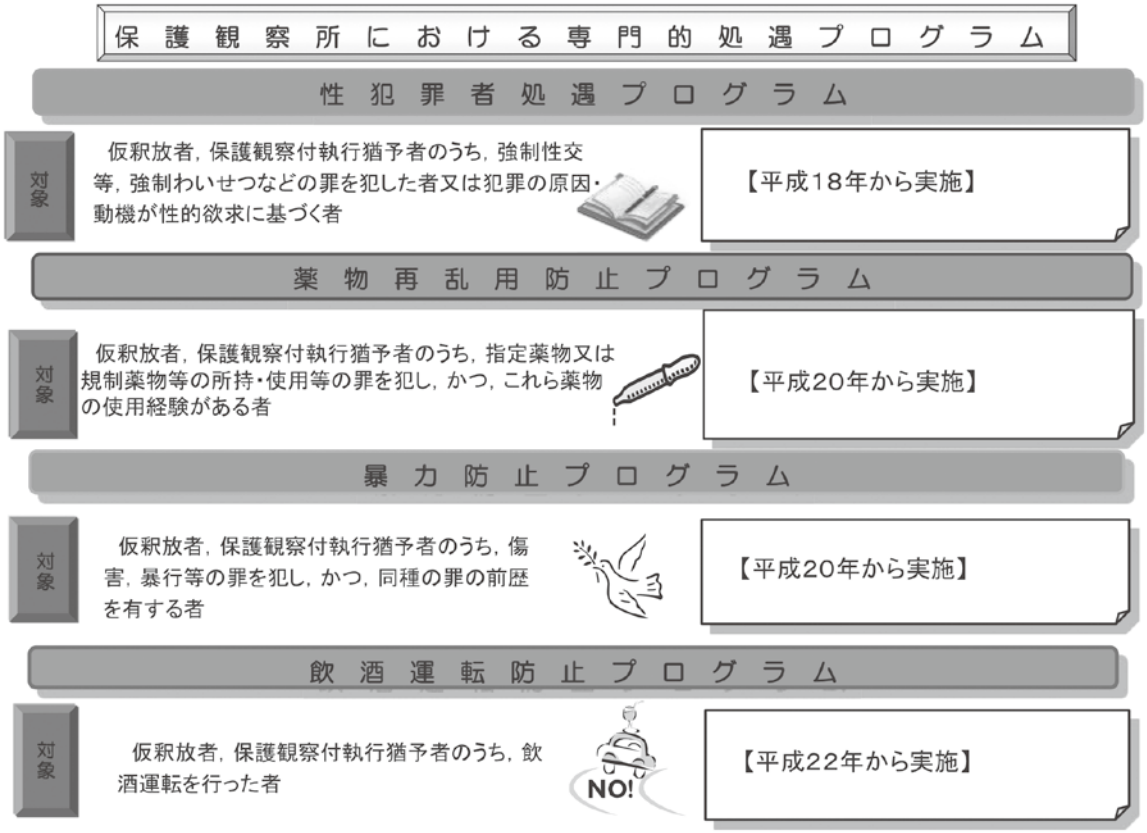

出典：法務省資料による。

出典：令和２年版再犯防止推進白書

５　国及び市町村、民間団体等との連携による支援

（１）国及び市町村、民間団体等との連携

現状と課題

再犯の防止等に関する施策の実施は、多くの民間ボランティアの協力に支えられており、特に、地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に大きく支えられています。

例えば、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアが再犯防止に携わっています。

こうした民間協力者や更生保護法人等の民間団体は、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

国関係機関・団体の具体的施策

○　更生保護サポートセンターの設置等により、保護司の保護観察対象者との面接場所や保護司組織等の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携の促進等により、その活動を支援します。

（盛岡保護観察所）

○　更生保護団体と連携した地域貢献活動や市町村、企業等と連携した刑務作業製品即売会等を実施することにより、更生保護ボランティアに関する理解の促進や更生支援・再犯防止に対する理解の促進を行います。

（盛岡少年刑務所）

県の具体的施策

○　岩手県再犯防止推進計画に基づき、庁内各部局、関係機関・団体等と連携して各施策の推進を図ります。

（保健福祉部地域福祉課）

○　少年警察ボランティアとの情報交換・情報共有を積極的に行い、非行少年の抱える問題の把握と支援につなげます。

［防犯・少年非行防止事業］（警察本部）

○　更生保護関係団体等が再犯防止への理解と普及啓発を目的として開催する各種大会や研修会等の活動を支援することにより、更生保護活動の推進を図ります。
［人権啓発推進費（更生保護研究事業推進費補助）］（保健福祉部地域福祉課）

○　県内各市町村を対象とした会議等を活用し、保護司の活動について周知を図るとともに、適任者確保に向けた積極的な働きかけを行います。
（保健福祉部地域福祉課）

○　学校・ハローワーク・企業等と連携しながら、就業支援員等による学校や企業訪問・相談を通じて、高校生の就職を支援するとともに、就職後も定着できるよう支援します。
［就業支援推進事業費］（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）（再掲）

○　岩手労働局、県及び盛岡市で県内経済７団体に対して要請活動を行っており、その中の項目の一つとして、「多様な人材の雇用の場の確保」を要請することにより支援します。
（商工労働観光部定住推進・雇用労働室）（再掲）

○　居住支援協議会の活動を通じて保護観察対象者等を含む住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
（県土整備部建築住宅課）（再掲）

○　国が実施する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と呼応した「青少年の非行・被害防止県民運動」により、「青少年は地域から育む」との観点で、家庭や学校、職場、地域住民等による青少年の健全育成のための諸活動を有機的に連携させ、これらを集中的に実施することにより、青少年の非行・被害防止の徹底を図ります。
（環境生活部若者女性協働推進室）（再掲）

○　「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催により、県内各地で青少年育成に取り組む関係機関・関係者が一堂に会し、取組への決意を新たにするとともに、青少年への理解を更に深め、非行・被害防止活動を推進します。
（環境生活部若者女性協働推進室）（再掲）

取組事例 10　地域再犯防止推進モデル事業の取組（盛岡市）

盛岡市では、岩手県と同様に平成 30 年度から３年間、国の地方再犯防止推進モデル事業を実施してきました。

再犯防止とは、犯罪をした者等が適切な支援を受けることが出来ず、再び犯罪をすることを防ぐことを目的としています。犯罪をした者等が自立した生活を送るために様々な場面で、地方公共団体、国、県及び民間団体が連携し、切れ目のない包括的な支援を実施することが求められています。

本市のモデル事業では、矯正施設出所者等５名への支援を通じて、これまで連携が少なかった機関が有機的にネットワークを構築し、円滑な支援が実施できるよう支援フローの整備等に取り組みました。

取組事例 11　“社会を明るくする運動”の活動（盛岡保護観察所、更生保護関係団体、岩手県、各市町村）

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

“社会を明るくする運動”岩手県推進委員会の委員長は県知事であり、また県内のほとんどの市町村ごとに各市町村長等を委員長とする推進委員会が設置されています。同運動の強調月間である７月を中心に、各地で犯罪や非行のない明るい社会づくりを地域住民に呼び掛ける行事や活動を展開しています。

“社会を明るくする運動”活動の様子①

“社会を明るくする運動”活動の様子②

（2） 広報・啓発活動の推進

現状と課題

再犯や非行を防止するため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、県内では様々な犯罪予防活動や啓発活動が実施されています。

一方で、犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、保護観察所が中心となり、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や非行をした少年の更生を支え、人々が支え合って生きていく明るい地域づくりを目的として実施されている“社会を明るくする運動”を推進するとともに、7月を再犯防止啓発月間に定め、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施しています。

また、矯正施設においては、刑事施設を中心に、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売会、募集参観等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に実施しています。

県では、人権啓発活動の一環として、知事が「“社会を明るくする運動”岩手県推進委員会」委員長に就任するとともに、県の広報媒体による広報を行うなどし、支援しています。

令和元年に実施された“社会を明るくする運動”の本県における行事参加延人数は19,145人で、増加傾向ですが、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではないことから、こうした運動やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

国関係機関・団体の具体的施策

○ “社会を明るくする運動”の実施や保護観察官等による出前講座等を通じて、犯罪予防や更生保護に関する理解の促進を図ります。

また、更生保護に功績のあった保護司など民間協力者に対する表彰等を実施します。

（盛岡保護観察所）

○ 非行・犯罪の防止に関心のある方々を支援する関係機関からの依頼を受けて、非行・犯罪歴のある者等の特性や行動傾向についての理解や非行・犯罪の防止に向けた対応等に関する研修や講義を行います。

また、児童や生徒に向けた、非行防止講座（出前授業）なども行います。

（盛岡少年鑑別支所・法務少年支援センターいわて）

第70回“社会を明るくする運動”
啓発ポスター

○　教職員、児童・生徒に対する薬物乱用防止教育や青少年インターネット環境整備法における教職員、保護者に対するｅ―ネット安心講座のほか、一般市民向け公開講座に職員を派遣します。
（盛岡少年院）

県の具体的施策

○　少年の非行防止や更生保護思想の普及のため実施されている“社会を明るくする運動”に参画し、その活動を支援します。
（保健福祉部地域福祉課）

○　更生保護関係団体等が再犯防止への理解と普及啓発を目的として開催する各種大会や研修会等の活動を支援することにより、更生保護活動の推進を図ります。
［人権啓発推進費（更生保護研究事業推進費補助）］（保健福祉部地域福祉課）（再掲）

○　更生保護活動を通じて犯罪をした者の更生等に貢献した保護司に対し、その功績により知事感謝状の贈呈を行います。
（保健福祉部地域福祉課）

○　春の地域安全運動等の季節運動を通じて、防犯ボランティア団体との連携を強化し、犯罪予防活動を推進します。
（警察本部）

○　県内の防犯ボランティア団体を対象とした研修会を開催し、防犯情報を提供すること等を通じて防犯ボランティア団体による犯罪予防活動を支援します。
（警察本部）

○　安全安心まちづくり県民大会の開催や、防犯ボランティア団体等の顕彰により、地域ぐるみで犯罪を防止する地域安全活動を促進します。
（環境生活部県民くらしの安全課・警察本部）

取組事例 12 犯罪や非行をした人への立ち直り支援（岩手県保護司会連合会）

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。

それぞれの地域社会にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察官と協働で、保護観察を受けている人への指導・助言や、刑事施設や少年院に入っている人の出所・出院後の生活環境調整を行うほか、犯罪予防活動などにも取り組んでいます。

保護司会の活動（研修会）

＜Ａ保護司のある１週間＞

曜日	活動内容
（月）	15:30　更生保護サポートセンターでＢ少年の面接（保護観察※１）
（火）	11:00～保護観察所で保護観察官と処遇協
（水）	18:00　Ｃの母宅訪問（生活環境調整※２）
（木）	13:30～定例研修※３ 15:00～“社会を明るくする運動”広報活動の打合せ
（金）	
（土）	
（日）	10：00～△▽駅前で広報活動

※１　保護観察
　月に２回程度、担当する保護観察対象者と面接して指導・助言を行います。

※２　生活環境調整
　３～６月に１回程度引受人を訪問し、調査・調整をします。

※３　定例研修
　保護観察官による定例研修が年３回行われます。その他年数回、保護司会ごとに自主研修を行っています。

取組事例 13　犯罪予防活動、更生支援活動
（岩手県更生保護女性連盟、各地区更生保護女性会）

更生保護女性会は、女性として、母としての立場から地域の犯罪予防活動や犯罪や非行に陥った人たちの更生を支援する活動を行うボランティア団体です。

家庭や非行問題を考えるミニ集会や子育て支援の活動、少年院慰問や更生保護施設での料理教室など、多様な活動を展開しています。

同会には、その目的及び活動を理解し、その趣旨に賛同する女性であれば誰でも参加することができます。

更生保護女性会の活動（絵本作成）

本県には、県単位の組織として岩手県更生保護女性連盟があるほか、22 地区で約 2,400 名の会員が活動しています。

取組事例 14　ともだち活動（非行防止活動）
（岩手県ＢＢＳ連盟）

ＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、非行など様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」などの非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。

本県では、11 地区約 160 名の会員が活動しています。そのうち、盛岡地区ＢＢＳ会は、岩手県立大学、岩手大学等の学生を中心に構成されており、少年院の慰問や児童福祉施設での学習ボランティアなど多様な活動を行っています。

ＢＢＳ会員の活動①（学習ボランティア）

ＢＢＳ会員の活動②（研修会）

第４章　推進体制

１　関係機関・団体等との連携・協力

計画の推進にあたっては、本計画を策定するに当たって参画いただいた各関係機関等を中心に、国、市町村、民間団体等と連携・協力しながら再犯の防止等に関する施策を推進します。

２　県の実施体制

知事部局の関係部局、教育委員会、警察本部等と情報共有を図りながら、連携して施策に取り組み、計画の推進を図ります。

３　取組状況の確認と社会情勢の変化への対応

計画に記載した各施策については、定期的に確認を行うとともに、今後も再犯防止を取り巻く様々な社会情勢の変化や新たな国の政策の展開等が見込まれることから、随時情報収集を行い、関連施策等について、必要に応じて見直しを行います。

第５章　資料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年 12 月 14 日法律第 104 号）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

２　この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

２　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

３　再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

４　再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

２　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

４　再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（再犯防止啓発月間）

第六条　国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

２　再犯防止啓発月間は、七月とする。

３　国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

（再犯防止推進計画）

第七条　政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

２　再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
二　再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
三　犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
四　矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
五　その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
３　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
４　法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
５　法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
６　政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
７　第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

（地方再犯防止推進計画）
第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）
第九条　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）
第十条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章　基本的施策

第一節　国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条　国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

２　国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条　国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条　国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条　国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（住居の確保等）

第十五条　国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

（更生保護施設に対する援助）

第十六条　国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条　国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（関係機関における体制の整備等）

第十八条　国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（再犯防止関係施設の整備）

第十九条　国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の共有、検証、調査研究の推進等）

第二十条　国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する

施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条　国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条　国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条　国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節　地方公共団体の施策

第二十四条　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

２　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである 。

一　本法における 「 犯罪をした者等 」の認定に当たっては 、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

二　本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執劫に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する

再犯防止推進計画［概要］

「再犯防止推進法」に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が策定した計画（平成 29 年 12 月閣議決定）

再犯防止推進計画

計画期間　平成30年度から令和4年度末までの５年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後５年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%

↓

安全・安心な社会を実現するためには、再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

↓ 超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

↓ 外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

５つの基本方針

① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進

② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施

③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施

④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施

⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

７つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進　等

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討　等

③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援　等

④ 特性に応じた効果的な指導

- アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- 効果検証・調査研究の実施　等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- 更生保護事業の在り方の見直し　等

⑥ 地方公共団体との連携強化

- 地域のネットワークにおける取組の支援
- 地方再犯防止推進計画の策定等の促進　等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

政府目標（令和３年までに２年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

（出典：令和２年版再犯防止推進白書）

岩手県再犯防止推進連絡協議会設置要綱

（設置）

第１条　岩手県における再犯の防止に関する施策を推進するため、岩手県再犯防止推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

（1）岩手県における再犯防止対策の総合的な推進に関すること。

（2）岩手県再犯防止推進計画（仮称）の策定等に関すること。

（3）その他、再犯防止の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、次に掲げる者を構成員として組織する。

（1）司法・更生保護・福祉・医療・保健・行政の各関係団体の代表者

（2）学識経験者

２　協議会に会長及び副会長各１名を置く。

３　会長は岩手県保健福祉部長をもって充て、副会長は会長が指名する。

４　会長は、会務を総括し、これを代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

６　構成員の任期は２年とする。ただし、補欠または増員により選任された構成員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会議の招集）

第４条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

３　必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

（個人情報の保護）

第５条　協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、岩手県保健福祉部地域福祉課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

岩手県再犯防止推進連絡協議会構成機関

区分	機関
司法関係	盛岡保護観察所
	盛岡少年刑務所
	盛岡少年院
	盛岡地方検察庁
	盛岡少年鑑別支所
	岩手県警察本部
	岩手弁護士会
	日本司法支援センター岩手地方事務所
更生保護関係	岩手県保護司会連合会
	更生保護法人 岩手県更生保護協会
	更生保護法人 岩手保護院
	認定ＮＰＯ法人 岩手県就労支援事業者機構
	岩手県更生保護協力事業主連絡協議会
	岩手県更生保護女性連盟
	岩手県ＢＢＳ連盟
医療・保健関係	一般社団法人 岩手県医師会
	盛岡観山荘病院
	岩手県県央保健所
福祉関係	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会高齢者福祉協議会
	岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会障がい者福祉協議会
	岩手県障害者地域生活支援事業連絡協議会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会
	岩手県民生委員児童委員協議会
	一般社団法人 岩手県社会福祉士会
	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
行政関係	盛岡市保健福祉部障がい福祉課
	雫石町総合福祉課
	岩手県福祉総合相談センター(岩手県精神保健福祉センター)
学識経験者	公立大学法人岩手県立大学
岩手県	岩手県保健福祉部

・用語説明

用語	内容
起訴猶予	不起訴処分のひとつ。犯罪の嫌疑が認められる場合でも，犯人の性格，年齢及び境遇，犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないこと。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
刑法犯	刑法（明治 40 年法律第 45 号）に規定する罪。
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。
ゲートウェイドラッグ	大麻など、他の薬物を使用するきっかけとなるドラッグ。
検挙人員	警察において検挙した事件の被疑者の数をいい、解決事件に係る者を含まない。
更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	犯罪や非行をした人で、更生意欲があっても、頼るべき親族等がいない、生活環境に恵まれない、あるいは本人に社会生活上の問題があるなどの理由で、すぐに自立更生が難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を保護して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するほか、就職援助、生活指導等を行って円滑な社会復帰を支援している民間の施設。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。
子ども対象・暴力的性犯罪	強制わいせつ(刑法第 176 条)、同未遂(同法第 180 条)、同致死傷(同法第 181 条)等の性犯罪であって、被害者が 13 歳未満の者であるもの。
コレワーク	受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

用語	内容
社会を明るくする運動	すべての国民が、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
住宅セーフティネット制度	住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯等）の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする制度。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。
少年警察ボランティア	警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、市町村、学校などと連携して日頃から地域に密着した活動を展開している。
少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導員を中心に非行防止に向けた取組を行っている機関。
初犯者	犯罪により初めて検挙された者。
自立準備ホーム	保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等に対し、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもの。
青少年を非行・被害から守る県民大会	「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7/1～8/31）」に呼応し、県内各地で青少年育成に取り組む方々が一堂に会し、非行・被害防止活動の推進を目的に開催するもの。
特別調整	生活環境調整のうち、高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障がいを有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手続に基づき、帰住予定地（矯正施設退所後に帰住することが予定されている特定の住居地）の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。県内に70箇所設置されている（R２.４.１現在）
入所者	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。

用語	内容
認知件数	犯罪について、被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数。
福祉サービス等	公共の保健福祉に関する機関その他の機関による福祉、介護、医療、年金その他の各種サービスを指す。
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が，社会の中で更生するように，保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。

岩手県再犯防止推進計画
（2021 年度～2025 年度）

令和３年３月発行

〒020-8570
岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県保健福祉部地域福祉課
電話　019-629-5481